

東日本大震災被災者等支援基金の活用対象の拡充について（案）

○東日本大震災被災者等支援基金については、市民の想いを、被災地・被災者の方々に目に見える形で届けることを目的に、①被災地向けに川崎市が行う支援物資の調達 ②東日本大震災により被災した方等で、川崎市内で避難生活を送っている方に対する支援 をその活用方法として公表し、運用してきたところです。

○しかしながら、発災から8ヶ月が経過し、被災地では、初動対応期から復旧・復興期に入り、応急支援物資については、被災地でも調達が十分可能になってきていること等から、被災自治体からの要望の傾向も変化してきており、新たな被災地支援のメニューの必要性が生じております。

○このような被災地ニーズに的確に対応するため、これまで被災地等からの様々な物資の要望や現地の情報に基づき、実施してきました支援物資の提供や市内で避難生活を送っている方に対する支援に加え、「市民から託された寄附を基に、迅速できめ細やかな支援を通じた東北地方の復興支援を市民とともに」、という基金の趣旨に鑑み、次のとおり、これまで以上に有効活用が図られるよう基金の活用対象を拡充するものです。

対象事業

基金活用の対象事業は、以下の事業とします。

- ①被災地の要請等に伴い、本市が行う被災地向け物資の調達・配送
- ②本市内で避難生活を送っている方に対する各種支援
- ③市が主催もしくは共催する、被災地支援事業
- ④被災地の緊急要請等に伴い、事前協議の結果、被災自治体による調達や発注を行う
ほうが、著しく有効かつ迅速できめ細やかな対応が可能な場合における、特例的な支援金の提供